

## 【概要版】

### I いじめの未然防止に向けた取り組み

#### 1. いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施

開始当初は、「いじめゼロキャンペーン」という名称で、毎年11月に実施してきたが、事案発生後の、平成27年度から、「いじめ防止きずなキャンペーン」として、5月と11月の年2回実施している。いじめ防止のためにキャンペーンを実施することで、児童生徒による自主的な取り組みを支援し、「いじめをしない・させない・許さない」という児童生徒の意識を高める事業となっている。キャンペーンの内容は、あいさつ運動や啓発ポスターづくり、標語募集などが各校独自に企画、実行され、児童会や生徒会を中心に自主的な活動として取り組んでいる。

#### 2. いじめ防止「きずな」サミットの開催

平成20年度から、「いじめゼロキャンペーン」の一環として、各区の中の一つの地域を指定して実施されてきた。平成26年度からは全市一斉で開催することになり、市立小中学校・中等教育学校の代表児童生徒が一同に会し、いじめに対する課題を共有し、「いじめをなくしたい」という強い気持ちの醸成を図っている。会議では、いじめのない学校にするために自分たちができることについて、テーマに沿って協議を行っている。

#### 3. いじめストップリーダー研修の実施

各学校において、生徒の主体的ないじめ防止に向けた活動を推進するために、市立中学校・中等教育学校の代表生徒（中学1・2年生から各1名、男女のバランスよく選出）が、1泊2日の宿泊研修を行っている。研修では、いじめ防止に向けた活動や意見交換を行い、リーダーとしての資質を高めている。

#### 4. 小中高生の声～教えてください！！みんなの気持ち～の実施

いじめ対策推進室の職員が、市立小学校・中学校・高等学校に訪問し、「大人にしてもらいたいこと」「自分や仲間を大切にすること」「いじめに関する相談」「地域との関わり」をテーマとして児童生徒間で意見交換を行うもの。児童生徒に学びや気づきの場を提供するとともに、出された意見を広報啓発施策に活用する。

平成30年度においては、小学校・中学校を対象として実施したが、令和元年度は高等学校を対象に加えて実施した。

#### 5. 情報モラル教育の推進

仙台市情報モラル教育推進会議の指導助言を受けながら、各学校において情報モラル教育実践ガイドを活用した情報モラルの授業を行うとともに、リーフレットを活用した家庭や地域との連携を図る。

## 6. いじめ対策専任教諭の配置

いじめアンケートの集約や聞き取り，担任と連携しての対応・相談，校内の巡回指導，配慮を要する児童の個別対応，不登校児童への指導・支援，いじめ防止運動の企画・運営，地域・関係機関との連携など，学校全体のいじめ対策の中核的役割を担う。

## 7. 児童支援教諭の配置

いじめアンケートの集約や聞き取り，担任と連携しての対応・相談，校内の巡回指導，配慮を要する児童の個別対応，不登校児童への指導・支援，いじめ防止運動の企画・運営，地域・関係機関との連携など，全校的な立場で業務を遂行する。

## 8. いじめ対応等相談に係る教職員相談支援室の設置

- ・市教育センター内に相談窓口を設置。（相談員：教員 OB 2名）
- ・相談時間 月曜日～金曜日（閉庁日を除く）。正午～午後 6 時。メールによる相談は 24 時間受け付けるが，返信は上記の相談時間中に行う。

## 9. いじめ・不登校対策推進協力校の指定

いじめ・不登校への「未然防止」「早期対応」，いじめ・不登校対策の実践例を各協力校が児童生徒の実態に応じて具体的な実践を重ねてきたものを市内全校に発信し，共有を図る。

<取組の内容>

- ・年間を通じた各校毎の研修
- ・教育委員会主催の合同研修会への参加
- ・指導主事訪問
- ・実践報告会での発表
- ・実践報告書の作成

## 10. いじめ防止に向けた研修の実施

<仙台市教育センターが実施する研修>

「フレッシュ先生研修」「高校フレッシュ先生 1 年次研修」「5 年次ブロック研修」「中堅教員等資質向上研修」「ミドルリーダー研修」「充実期研修」「発展期研修」「臨時的任用教員研修」「新規採用養護教諭研修」「養護教諭 5 年経験者研修」「中堅養護教諭資質向上研修」「新任校長研修」「2 年次校長研修」「新任教頭研修」「2 年次教頭研修」「学校運営力向上研修」「新規採用事務職員研修」「小中学校特別活動研修」「子供の心理等に関する研修」「消費者教育研修」「人権教育研修」

<教育相談課が主催する研修>

「生徒指導研修Ⅰ」「生徒指導研修Ⅱ」「いじめ対策担当教諭研修」

#### 11. いじめ防止マニュアルの活用

平成 29 年度末に全教職員へ配布した「子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック」を活用することにより、いじめの未然防止，早期発見，事案への対処，組織体制，情報の共有等について共通理解を図り，子どもたちをいじめから守る。

#### 12. 体罰・不適切な指導防止ハンドブックの配布

体罰及び不適切な指導の禁止について，単に法的根拠を示すだけでなく，児童生徒の指導にあたってどのようなことに留意すべきか，全校対象のアンケート調査により浮き彫りになった実態を踏まえ，多くの事例を示しながら，より実践的な対応の仕方について研修を行えるようまとめたものを作成し配布を行った（※委託事業等は活用せずに作成）。

#### 13. 自死予防教育の推進

推進協力校に有識者を招き，自死予防教育の必要性，及び推進上の留意事項について，教職員の合意形成を図る研修会を行う。また，推進協力校において全市立学校の参考となる，教科等を関連付け，系統性を持たせた「命を大切にす教育」のカリキュラムを作成する。

#### 14. 学級生活アンケート調査の実施

市立全中学校（64 校）と中等教育学校前期課程（1 校）に在籍する生徒（計 24,972 名）を対象に，よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートを実施し，生徒一人一人についての理解と対応方法，学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握する。

#### 15. 学校いじめ防止基本方針の策定・改定

「いじめ防止対策推進法」の施行，「仙台市いじめの防止等に関する条例」の制定及び「仙台市いじめ防止基本方針」の改定を受けて，各学校がいじめ防止等に係る基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることとした。

### II いじめの早期発見に向けた取り組み（上記重複を除く）

#### 16. 24 時間いじめ相談専用電話の開設

教育相談課内にいじめ相談専用電話を設置し，教育相談課配置のスクールカウンセラーが対応する。夜間時間帯及び閉庁日については，業務委託先に相談電話が自動転送され，委託先の相談員が対応する。

#### 17. SNS を活用したいじめ相談の実施

仙台市立の学校に通う中学生を対象に，SNS 上に開設した専用窓口で，年 4 回，計 60 日間，相談員と双方向のやりとりをしながら，いじめを含めた様々な悩みについての相談に応じる。4 月 1 日から 3 月 31 日までの 24 時間，友達や自分のことはいじめのほか，学校に SOS を伝える一方向の報告・連絡を受ける。

#### 18. 仙台まもらいだーインターネット巡視事業

学校名や個人名で検索を行い、不適切な書き込み等問題のある事案は掲示板等の情報を記録し、個人名や学校名が特定される事案は、当該校へ情報提供を行う。

#### 19. 教育相談室の設置

教育相談室に3名の専任相談員を置き、児童生徒、保護者及び学校関係職員等からの電話による相談や来室相談に応じる。必要に応じて、指導主事や嘱託精神科医師、嘱託臨床心理士が対応し、諸問題の解決・克服への援助を図る。

#### 20. いじめ等相談支援室 S-KET の設置

相談者に寄り添いながら解決の方向性を探る相談支援のあり方について、他の自治体の状況調査や職能団体等との意見交換を行いながら検討を進める。また、設置場所を確保し、相談室等を整備するほか、相談対応に当たる職員の採用や相談員の養成を行う。

#### 21. 学校におけるアンケート調査の実施

教育委員会が行うアンケート調査(「いじめ実態調査」)は、11月に仙台市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校の全児童生徒を対象に実施している。配付された調査用紙を各家庭に持ち帰り、保護者と共に記入したものを学校に提出し、学校で集計したものを1月末に教育委員会に提出する。本調査で認知したいじめに係る年度末報告書(追跡調査結果)を3月末に教育委員会に報告する。このほか、学校が独自にアンケート調査を年4回程度行い、いじめ事案の早期発見、早期対応に努めている。

### III いじめへの対処としての取り組み(上記重複を除く)

#### 22. いじめ対策支援員の配置

いじめの未然防止やいじめ事案等の課題に取り組む小学校に、元警察官11名及び元教員9名をいじめ対策支援員として5月より一定期間派遣し、学校いじめ防止対策委員会への参加、教職員への助言、関係児童生徒への声掛け指導を行うなど、いじめの早期改善に取り組んでいる。

#### 23. 自立支援指導員の派遣

指導困難学級等における問題行動対応への支援強化のため、必要な学校に対し、児童生徒の面接相談、関係機関との連携調整についての指導助言などを行う自立支援指導員(元警察官2名)を派遣する。

#### 24. 心のケア緊急支援

重篤な事件や事故の発生時に、当該学校に対してスーパーバイザー(スクールカウンセラーの中で指導的な役割を果たす臨床心理士)を中心としたスクールカウンセラーの緊急派遣を行い、精神的なストレスを受けた児童生徒、保護者、教職員の心のケアを行う。

## 25. いじめ事案の報告

学校がいじめと認知し、校長が報告必要と判断した場合は、速やかに電話等で教育委員会へ報告する。

また、学校は、いじめと認知した事案について、経過を記録し、教育委員会へ年4回報告する。(報告は、6月、9月、12月、3月)

## 26. いじめ相談の情報連携

いじめに係る相談について教育委員会を中心としたいじめの対応状況を確認するなど、市役所内の各相談窓口で情報を共有する枠組みを構築し、平成31年1月からの試行を経て、平成31年4月から本実施している。

<枠組みの概要>

①各相談窓口においていじめに係る相談を受けた場合には、いじめ対策推進室を経由して、教育委員会との情報共有を図る。

②教育委員会は学校と情報を共有し、学校への指導と支援を行う。

③いじめの対応後には、教育委員会からいじめ対策推進室を経由して、相談を受けた相談窓口に対応結果や経過について連絡をする。

※3か月を目安に教育委員会からの連絡が無い場合には、いじめ対策推進室から教育委員会に対して状況や経過の確認を行う。

<この枠組みを適用している相談窓口>

精神保健福祉センター、発達相談支援センター、いじめ対策推進室、子供相談支援センター、児童相談所、親子こころの相談室、各区家庭健康課、各区保護課、宮城総合支所保健福祉課(令和2年3月現在)

## IV 学校への支援体制(上記重複を除く)

### 27. いじめ不登校対応支援チームの学校訪問

教育相談課主任指導主事、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの4名から構成される「いじめ不登校対応支援チーム」が市立全学校189校を巡回訪問し、組織体制や取組状況、いじめアンケート後の学校対応や処理状況等を確認し、指導助言を行う。

各学校と教育相談課が、事案に対して組織的に対応できるよう、情報を共有する。

### 28. スクールカウンセラーによる支援

各学校にスクールカウンセラーとして、臨床心理士等の教育相談の専門的知識や技能を有する人材を配置し、児童生徒及び保護者へのカウンセリングや教員への助言等を行うことにより、不登校や引きこもり、暴力行為、児童虐待、いじめ等、心の問題の解決を図る。

### 29. スクールソーシャルワーカーによる支援

- ・教育相談課にスクールソーシャルワーカーを配置し、電話相談業務に当たるとともに、学校からの要請に応じてケース対応を進める。
- ・児童生徒を取り巻く環境調整や各関係機関との連絡調整を行う。

### 30. スクールロイヤーによる学校支援

仙台弁護士会から推薦を得た弁護士が、スクールロイヤーとして学校が直面する諸課題（いじめをはじめとする児童生徒に係わる諸問題等）への対応等について、学校からの相談に幅広く応じる。また、本市が実施するいじめ予防教育の授業モデル構築において弁護士から助言指導を得るほか、教職員向けの研修講師として、いじめ問題等への対応力の向上に向けた講義を行う。

### 31. さわやか相談員の配置

教員とは違う視点から児童生徒に関わり、悩みや問題を解決するとともに、いじめや不登校、問題行動等を未然に防止する。

## V 社会全体でいじめの防止に取り組むための対策（上記重複を除く）

### 32. 学校・保護者・地域のいじめに関する意見交換の場の設定

「仙台市いじめの防止等に関する条例」において、「学校いじめ防止基本方針」の策定及び改定の際に、児童生徒・保護者・地域住民の意見を聴取することが義務付けられたことから、十分な協議を重ね、いじめ防止に対する学校の取り組みを円滑に進めるうえで役立て、連携して取り組むことができるようにする。

### 33. いじめ防止「学校・家庭・地域 連携シート」の配布

いじめの理解促進を図るとともに、早期発見・早期対応のためのチェック項目や、相談窓口の一覧等を掲示したリーフレットを作成し、市立学校の全児童生徒の家庭に配布する。リーフレットには、家庭・地域・学校が互いに連携して、子供の小さなサインも見逃すことないように、いじめのサイン「発見シート」が示されている。「発見シート」には、起床から、登校、下校、就寝までの1日の流れに沿って、家庭・学校・地域が、それぞれの立場から子供のサインを見逃さないためのチェックポイントが示されている。

### 34. 相談窓口リーフレットの配布

- ・平成30年度に作製したリーフレットについて、新学期に学校を通じて市立学校の全ての児童生徒と保護者に配布し、相談窓口の周知を図る。また、図書館や市民センターをはじめとした市民利用施設等に配架するとともに、イベント等において配布し、広く市民にも周知する。
- ・令和2年度に配布予定のリーフレットを作製。いじめ防止等対策検証会議や保護者からの改善に向けた意見などを踏まえて見直しを行った。悩みを抱えた児童生徒が相談しやすくなるための見直しを行った（子どもの小さな変化の気づきの重要性やどこに相談すればよいかを分かりやすく構成）。

### 35. 市民向け広報・啓発

社会全体でいじめの防止に取り組む重要性やいじめの定義について理解を広め、全市的に子どもたちをいじめから守る意識を高めるため、シンポジウムの開催や広報啓発物の作製・配布，広告の掲載等，仙台市いじめの防止等に関する条例に基づき，広く市民に向けて広報啓発を行うもの。

### 36. いじめ防止等対策本部会議

市長を本部長とし，副市長と各局区長で構成する本部会議において，いじめ防止等対策に関する情報共有や施策に関する議論を行う。